

土壌残留に係る農薬登録保留基準別表のほ場試験の改定の考え方について(案)

背景

土壌残留に係る登録保留基準は、農薬の土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害を生ずるおそれを防止する観点から定められており、具体的には、「農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和46年農林省告示第346号。以下「告示」という。）第2号イ、ロ、ハにより、以下のように定められている（別添1）。

- イ ほ場試験において土壌中半減期が180日以上の農薬については、当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壌の当該農薬の使用に係る汚染により汚染される場合に登録を保留
- ロ ほ場試験において土壌中半減期が180日未満の農薬であって、農薬を使用したほ場で栽培された後作物の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等が食品規格に適合しない場合に登録を保留
- ハ ほ場試験において土壌中半減期が180日未満の農薬であって、家畜体内蓄積性のある農薬は、後作物の飼料作物に当該農薬成分等が残留する場合には登録を保留

当該基準について、平成17年度に土壌中半減期のクライテリアを1年から180日に変更する見直しを行った。

具体的な土壌中半減期の判定については、平成17年度の当該基準に係る告示改正前までは容器内試験及びほ場試験を実施し、半減期が長い方を判定に用いていた。しかしながら、容器内試験は、時間の経過とともに微生物活性が衰えることから、当該試験結果に基づき算出した半減期は長くなる傾向にあるなど、実態と乖離した試験結果となるおそれがあった。このため、半減期のクライテリア改正の際に、ほ場試験のみで土壌中半減期を算出することとなった。

現在の課題

土壌残留にかかる登録保留基準を改正する際には、食品の安全性の確保の観点から食品安全基本法第24条第1項第2号の規定に基づき、食品安全委員会の意見を聞くこととされている。このため、平成17年の改正時に意見を求めたところ、答申において、土壌中半減期を判定するためのほ場試験は、試験結果にばらつきがあるため、今後試験結果の普遍性の向上を図る方策を検討する必要がある旨の指摘がなされた。ほ場試験は容器内試験より再現性が低いと考えられることから、より普遍性の高い試験方法に見直すことが課題である。

主な改正の考え方（案）

環境省では、平成 18 年度より土壤残留試験成績の普遍性向上のための技術的な検討を推進してきた。そして平成 24 年度には『土壤残留リスク管理手法検討会』を開催し、ほ場試験（土壤残留試験法）の見直しの基本的な考え方及び見直しのポイントをとりまとめた。今回、この考え方を踏まえつつ、告示の別表に示したほ場試験法を改正することとする。

基本的考え方として、土壤残留によるリスクは、農薬散布対象の農作物以外の環境媒体に残留した農薬が当該作物以外の農作物（後作物）を汚染するリスクととらえ、後作物が吸収しうる環境媒体（土壤等）に残留した農薬の半減期が再現性良く把握できるように、ほ場試験の各過程（試験圃場の選定方法、試験の手順、試料の採取等）において、ばらつきが生じる要因を出来るだけ低減することとして見直しの検討を行うこととした。

- ・ 試験ほ場の選定においては、土壤特性の異なる 2 圃場を選定することのみが規定されているが、2 圃場のうち 1 圃場は我が国の代表的な土壤を選択することとし、過去の使用状況や状態なども選定条件に加えることで、平均的かつ正確な分析が実施できるような土壤試料を採取できるようにする。
- ・ 試験を実施する際のほ場の状態及び供試農薬の使用方法は、農薬ごとの申請使用方法に基づき、対象作物に対して使用することとしている。しかしながら、この方法では、例えば、作物の存在により農薬の均一的な散布が阻害され、作物からの滴り落ち等によって散布直後よりも数日後の方が濃度が高くなる場合も認められる。また、農薬散布の複数実施による代謝分解物により分析が困難となることが懸念される。このため、圃場に農薬を均一的に散布でき、試料の分析が困難とならない方法に改正をする。
- ・ 試料の採取においては、現在の方法から採取地点数を増加させる、土壤深度を農薬の地下浸透に配慮したものとする、正確な量の試料を採取できる方法に変更するなど、ばらつきの原因と考えられる要素を見直し、正確に試料を採取できる方法とする。

改正案

1. ほ場試験

(1) 試験ほ場について

土壤の特性

現行は、試験ほ場は 2 箇所以上とし、土壤の特性の異なるものを選定することになっており、土壤の種類までは特定していなかった。しかしながら、土性の違いが農薬の半減期に影響を及ぼす可能性があると考えられることから、我が国の代表的な農耕地土壤における農薬の挙動を統一的に把握することでばらつきを抑えられるよう、選定する 2 箇所のほ場のうち、1 ほ場については我が国の最も代表的な農

耕地土壤として、「畑地の場合は黒ぼく土、水田の場合は灰色低地土を含むこと」とし、他の 1 土壤はそれとは土壤の特性の異なるものを選定することとする。

ほ場の使用歴

現行は、試験ほ場の過去の用途や使用された農薬について要件を定めていなかった。しかしながら、長期間裸地、耕作放棄地として放置されてきたような場所では、土壤中半減期が耕作地と異なる懸念が考えられること、また、過去に使用された農薬のコンタミにより半減期の算出に支障を及ぼすおそれがあることから、試験ほ場の選定条件として実際に耕作が行われてきた場所を用いることとし、「供試農薬が畑地用途又は樹園地用途の場合は畑地、水田用途の場合は水田であること」及び「判定に支障を及ぼす恐れのある量の農薬等を含まないこと」とする。これにより過去のほ場の使用実態による試料のばらつきを防ぐこととする。

ほ場の整備状況

現行は、要件を明記していないが、農薬のほ場外への流出など、土壤中における微生物等による農薬減少以外の減少要因を極力排除しないと正確なより再現性の高い半減期が把握できないことから、試験ほ場の選定条件として、「畑地の場合は散布した農薬が表面流出するような傾斜及び明瞭な亀裂がなく、水田の場合は漏水が少なく通常の水管理が実施できること」とする。これによりほ場の整備状況による試料のばらつきを防ぐこととする。

2. 試験の手順

(1) 試験ほ場

現行は、農薬取締法に基づき、供試農薬が使用されると認められる作物を栽培しているほ場で試験を実施していた。しかしながら、作物栽培下で試験を行うと土壤への農薬分布が極めて不均一となるだけでなく、正確かつ均一な採取が難しくなり、選択する作物の種類によっても大きく影響を受ける。このため、試験ほ場は作物を栽培しない裸地に見直し、試料のばらつきを少なくすることとする。

(2) 農薬の使用について

使用回数及び使用量

現行は、供試農薬に係る申請使用方法に従い、複数回の使用が認められている農薬は複数回散布して半減期を判定することとしている。しかしながら、複数回使用とすると、最終使用時には、初期に散布した農薬の一部がすでに代謝分解されており、農薬の正確な半減期の算出が困難となることから、農薬の使用回数は単回処理とするよう見直すこととする。また、裸地条件で農薬を使用することにより、土壤落下量は作物栽培条件下での散布剤の土壤落下量の 2~3 倍が確保されていると考えられることから、農薬の使用量については登録申請に係る使用回数が 1 回の場合は 1 回あたりの有効成分最大使用量を使用し、登録申請に係る使用回数が複数回の場合には 1 回あたりの最大使用量の 2 倍量を目安として処理する

こととする。ただし、有効成分使用量が少量であり、土壌中濃度の分析又は推定半減期の算出が困難となる場合には、算出が可能となる程度まで有効成分使用量を増加することができることとする。これにより、試料のばらつきを少なくすることとする。

希釈液量等

現行は、希釈して利用する農薬の散布量の規定していない（農水省課長通知で、「登録申請に係る使用方法に具体的な散布液量が記載されていない場合には 10a 当たりの散布液量は、稲の場合は 150 リットル、野菜の場合は 300 リットル、果樹の場合は 700 リットル」としている。）今回単位面積当たりの有効成分投下量を 2（2） のように見直すとともに、裸地条件下で散布するように見直すこととしている。一方、散布液量が異なることにより地下浸透量等に影響を及ぼすおそれが考えられることから、新たに 10 アール当たりの散布液量を水田は 150 リットル、畑地は 300 リットルを目安とすることで標準的な散布液量を示すこととする。

あわせて供試農薬の施用は、ほ場全体に対してできるだけ均一になるように行うことの規定を明記し、試料のばらつきを少なくすることとする。

（3）試料の採取について

採取対象範囲及び採取方法

現行は、土壌試料を地表面から 10 センチメートルの深さまで柱状に 200 g 以上採取することとしていた。しかしながら、水溶性の高い農薬においては 10 センチメートル以深への移行もあり、10 センチメートル以深に農薬が残留していても半減期の算出に考慮されていないこととなる。このため、土壌試料は表層から 10 センチメートルまで及び 10 センチメートルから 20 センチメートルまでを 2 層に分けて内径 5 cm 以上の採土管を用いて柱状に採取することに見直すこととし、農薬の土壌浸透の特性による試料のばらつきを減らすこととする。

また、現行は、水田においては、土壌試料を田面水とともに採取することとしていた。しかしながら、この方法では田面水深の変動によって土壌水分含有率が大きく変動するだけでなく、採取土壌深度を一定に保つことが難しい。このため、水田では土壌と水層の境界面を攪乱しない方法で土壌及び田面水を採取することで採取時ごとの土壌試料や採取量のばらつきを防ぐこととする。

具体的には、「小型のポンプなどを用いて水層を静かに吸引採取した後、地表面から 10 cm の深さまで土壌を採取する方法」である。

採取箇所数

現行は、試料の採取地点は 4 箇所以上としていたが、環境省で実施した調査の結果において、均一になるように農薬を散布したとしても、8 箇所サンプリングした場合、高濃度側に分布する 4 箇所の平均値と低濃度側に分布する 4 箇所の平

均値には 1.5～2 倍の乖離が認められたことから、4 箇所ではばらつきを排除することが困難と考えられた。このため、労力も考慮して、試験ほ場 1 回の採取において、各採取地点が 50 センチメートル以上離して 8 以上の地点から採取するよう見直し、試験ほ場における試料濃度の精度を高める。

試料の保存について

現行は、試料を採取後保存する場合は、凍結保存することとしていたが、農薬の特性により凍結保存より適切な保存方法がある場合も考えられる。このため、試料や農薬の特性から適切な保存方法で保存し、安定性を確認した上で分析に供することができると規定し、凍結以外の方法での保存が可能となるようにする。

(4) 試料の分析

分析の方法

現行は、畑地では土壌表層から 10 センチメートルまでの残留量を分析していた。しかしながら、畑地において、(3) にあるとおり、表層から 10 センチメートルまで及び 10 センチメートルから 20 センチメートルまでをそれぞれ別々に採取すること及び、従前の分析が表層から 10 センチメートルまでであることから、比較検証が可能となるよう、各区分ごとの残留量と表層から 20 センチメートルの深さまでを合算した土壌中残留量についても算出することとする。

また、水田では、土壌試料を田面水とともに採取し、合わせて分析していた。しかしながら、水田においても(3) にあるとおり、田面水と土壌を別々に採取すること及び、田面水中と土壌中における農薬の残留量挙動・残留リスクを把握するため、水層と土壌それぞれを分析することとする。

(5) 半減期の判定

判定の方法

現行は、土壌中半減期の判定については以下の検討に基づいて行うこととなっている。

- a) 農薬使用直後から 180 日未満に採取した試料について分析値を比較し、2 分の 1 以下に減少した値が確実に示されているかどうかを確認する。
- b) 試料の分析値により減少曲線を作成し、これに基づく減少の傾向の結果を照合する。

しかしながら、計算で半減期を求める手法が確立し、最小自乗法等を用いた減少曲線によって確実に半減期を求めて評価する手法が確立しているため、a) の規定については削除することとし、減少曲線により 2 分の 1 に減少する期間が 180 日未満であることを確認することとする。

判定対象

現行は、表層から 10 センチメートルまでの試料で判定していたが（ 3 ） にあるとおり 20 センチメートルの深さまで試料を採取するので、判定対象も表層から 20 センチメートルの深さまでの残留量に基づき判定することで土壌の浸透特性による半減期の判定をばらつきのないものとする。

なお、水田における半減期は、田面水中の農薬と表層から 10 センチメートルの土壌中の農薬を合わせて乾土あたりで算出した残留量で判定していたが、土壌中半減期なので、水田における土壌中残留量の半減期のみから判定するという考え方もある。しかしながら、「水田における農薬の土壌中半減期」は、水田で使用した農薬が水田という環境媒体に残留する全体量のリスクで判定すべきであり、田面水中に含まれる農薬の存在を無視すると残留量を過小に評価するおそれがある。このため、水田での土壌中の農薬の半減期は、現行どおり、土壌中と田面水中に残留した農薬全量に基づき判定することとする。（このため、水田の要件として「通常の水管理が可能なこと」としたが、通常の水管理と称して農薬が残留している田面水を排水して残留量を実際より少なくさせることのないようにすることとする。）

3. 改正のスケジュール（案）

平成 26 年

3 月 18 日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会審議

6 月 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会審議

7 月 中央環境審議会土壌農薬部会

8 月 パブリックコメント募集

9 月 食品安全委員会への意見聴取

11 月 農水省資材審議会への意見聴取

平成 27 年 1 月 厚生労働省への意見聴取

4. 経過措置

改正後の事前周知及び試験の準備に時間を要するため、告示改正後の 1 年後以降に開始する土壌残留試験から適用する。

別添 1

農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（抄）

2 当該農薬が次の用件の何れかを満たす場合は、法第 3 条第 1 項第 5 号（法第 15 条の 2 第 6 項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等（食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。口において同じ。）が土壌中において 2 分の 1 に減少する期間がほ場試験において 180 日未満である農薬以外の農薬であつて、法第 2 条第 2 項第 3 号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壌の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなるもの（食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

ロ 当該農薬の成分物質等の土壌中において 2 分の 1 に減少する期間がほ場試験において 180 日未満である農薬であつて、法第 2 条第 2 項第 3 号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後 1 年以内に通常栽培される農作物が汚染されることとなるもの（その汚染に係る農作物又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第 3 項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

ハ 当該農薬の成分物質等が土壌中において 2 分の 1 に減少する期間がほ場試験において 180 日未満であり、かつ、家畜の体内に蓄積される性質を有する農薬であつて、法第 2 条第 2 項第 3 号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後 1 年以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。）であること。

別 表

第 1 ほ場試験

1 試験ほ場等

(1) 試験ほ場

試験ほ場は、2 箇所以上とし、判定に支障を及ぼすおそれのある農薬の散布がされたことのないものであり、かつ、土性、母材、その他の土壌の特性の異なるものを選定するものとする。ただし、やむを得ない事情により土壌の特性の異なるほ場を選定できない場合にあつては、気象その他土壌の特性以外の条件の異なるほ場を選定して試験ほ場とすることができる。

(2) 試験作物

試験ほ場において栽培する作物は、当該農薬に係る法第 2 条第 2 項第 3 号の事項についての申請書の記載（以下「申請使用方法等」という。）に基づいて通常当該農薬が使用されると認められる作物とする。

(3) 供試農薬

供試農薬は、当該農薬の成分である物質の種類及び含有量が明らかな製剤とする。

2 試験の手順

(1) 農薬の使用

試験作物に対し、当該農薬に係る申請使用方法等に従つて農薬を使用する。この場合において、申請使用方法等に基づく農薬の使用方法が 2 以上あるときは、当該 2 以上の使用方法のうち農薬の成分物質等が 2 分の 1 に減少する期間が他の使用方法より短いと認められるものを省略することができる。

(2) 試料の採取

イ 採取の方法

試料は試験ほ場ごとに、1 回の採取において 4 以上の地点から採取した土壌を均一に混合したものとし、それぞれの地点においては、土壌を地表面から 10 センチメートルの深さまで柱状に採取する方法により、200 グラム以上の土壌を採取するものとする。この場合において、試験ほ場が水田であるときは、土壌を田面水とともに採取する。

ロ 採取の時期及び回数

試料の採取は、農薬の使用の直前（数次にわたり農薬を使用するときは、最初の使用の直前）及び直後（数次にわたり農薬を使用するときは、最終の使用の直後。3 イにおいて同じ。）にそれぞれ 1 回、その後において 4 回以上行うものとする。

八 試料の保存

試料は、採取後、速やかに、分析に供するものとするが、やむを得ない事情があるときは、凍結保存をした上、分析に供することができる。

（ 3 ） 試料の分析

イ 分析物質

分析物質は、当該農薬の成分物質等とする。ただし、残留量がきわめて微量であること、毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる物質については、分析は要しない。

ロ 分析方法

分析方法は、必要な精度、検出限界及び回収率を有するものとし、分析物質の残留量は、乾土当たりの重量比で表わす。

3 判定

ほ場試験において当該農薬の成分物質等が土壌中において 2 分の 1 に減少する期間が 180 日未満である旨の判定は、試験ほ場ごとに、次に定めるところによる検討に基づいて行うものとする。

イ 農薬の使用の直後における採取の時から 180 日未満に採取した試料について、農薬の各成分物質等につき、それぞれ、その残留量の分析値を比較し、2 分の 1 以下に減少した値が確実に示されているかどうかを確認する。ただし、2（3）イただし書に規定する物質については、残留量の比較は要しない。

ロ 農薬の各成分物質等について、それぞれ、その残留量の分析値により減少曲線を作成し、これに基づく減少の傾向とイの規定による確認の結果を照合する。

ハ イ及びロに規定する分析値については、農薬の成分である物質が化学的に変化して生成した物質は、その変化前の農薬の成分である物質と同一の種類物質として算定することができる。

別添 2

農薬の登録制度と農薬登録保留基準について

1. 農薬取締法上の位置づけ

農薬取締法に基づき、製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないとされており、この登録に当たっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づき登録検査を行い、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている（農薬登録保留基準）。このうち 4）から 7）までの基準は農薬取締法第 3 条第 2 項に基づき環境大臣が定めることとされている。

- 1) 申請書の記載事項に虚偽の事実があるとき。
- 2) 農作物等に害があるとき。
- 3) 通常危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。

- 4) 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 5) 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 6) 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。
- 7) 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の二において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の二において同じ。）の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

- 8) 名称が不適切であるとき。
- 9) 薬効が著しく劣るとき。
- 10) 公定規格が定められているもので、それに適合しないとき。

2 環境大臣が定める登録保留基準

農薬取締法第 3 条第 2 項に基づき環境大臣が定める基準は「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件」(昭和 46 年 3 月 2 日付け環告 346 号)により告示されており、その概要は次のとおりである。

- (1) 作物残留に係る農薬登録保留基準について - 法第 3 条第 1 項第 4 号
食品衛生法の食品規格に適合しない場合
が定められていない場合は環境大臣が定める基準に適合しない場合
(「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第 1 号イの環境大臣の定める基準」(昭和 48 年 7 月 24 日付け、環告 46 号)の基準)
- (2) 土壌残留に係る農薬登録保留基準について - 法第 3 条第 1 項第 5 号
農薬の成分物質等の土壌中での半減期が、規定されたほ場試験で 180 日以上の場合等
- (3) 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準について - 法第 3 条第 1 項第 6 号
公共用水域における環境中予測濃度(水産 PEC)と魚類、甲殻類、藻類の急性毒性値から算出した急性影響濃度(AEC)を比較し、水産 PEC > AEC となる場合
- (4) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準について - 法第 3 条第 1 項第 7 号
公共用水域における環境中予測濃度(水濁 PEC)の水を 1 日 2 L 飲んだ場合に ADI の 10%を上回る場合
公共用水域に流出した農薬に汚染された魚介類が食品衛生法の食品規格(残留農薬基準)に適合しない場合

別添 3

食品安全基本法参照条文

第 24 条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければなら
ない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は
関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

- 2 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の三の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第二条第一項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の基準（同法第三条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。）を定め、若しくは変更しようとするとき。

環境大臣が定める作物残留及び土壤残留に係る農薬登録保留基準

農薬評価書 土壤残留に係る農薬登録保留基準の見直し

（2005年4月28日食品安全委員会農薬専門調査会）（抄）

．総合評価

参照にあげた資料を用い、土壤残留に係る農薬登録保留基準の見直しに係る食品健康影響評価を実施した。

「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和46年農林省告示第346号)告示第2号イの基準を適用するか、ロ及びハの基準を適用する場合分け尺度を土壤中半減期として「1年」から「180日」へ変更すること、及び「ほ場試験及び容器内試験」を「ほ場試験」のみへと変更すること

により、食品健康影響リスクを増大させるおそれはないと考えられる。

ただし、以下の点に配慮が必要である。

1. 後作物残留試験成績の集積に努めること。
2. 残留試験成績の不偏性の向上のための方策を検討すること。
3. 他法令による規制との齟齬が生じないように実施すること。